

令和3年度建設工事監督指導結果

1 監督指導結果

(1) 建設工事(木造家屋等低層住宅建築工事以外)

ア 監督指導の状況

	令和3年			令和2年		
建設工事の種別	全体	建築工事	土木工事	全体	建築工事	土木工事
対象現場数	187	109	78	186	120	66
違反現場数	135	79	56	138	89	49
違反率	72.2%	72.5%	71.8%	74.2%	74.2%	74.2%
使用停止等命令現場数	13	10	3	17	17	0
(違反現場数に対する割合)	9.6%	12.7%	5.4%	9.1%	25.8%	0%

【全体(建築工事と土木工事の合計)】

→ 187 現場に監督指導を実施し、このうち 135 現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 72.2%)。

また、違反が認められた 135 現場のうち、13 現場で行政処分(使用停止等命令(*))を行った。

【建築工事】

→ 109 現場に監督指導を実施し、このうち 79 現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 72.5%)。

また、違反が認められた 79 現場のうち、10 現場で行政処分(使用停止等命令)を行った。

【土木工事】

→ 78 現場に監督指導を実施し、このうち 56 現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 71.8%)。

また、違反が認められた 56 現場のうち、3 現場で行政処分(使用停止等命令)を行った。

* 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、事業者等がその講ずべき措置を怠って法に違反している場合に、それらを是正させるため、作業停止、建設物等の使用停止等を命じることができる旨、労働安全衛生法第 98 条において規定されている。

今回の 13 現場で行った行政処分のほとんどは、足場、作業床の端等における墜落防止に係るもの(手すり、囲い等未設置)であった。

イ 主な労働安全衛生法違反の状況

建設工事の種別	全 体			建 築 工 事			土 木 工 事		
項 目	該 当 現場数	違 反 現場数	違反率	該 当 現場数	違 反 現場数	違反率	該 当 現場数	違 反 現場数	違反率
特定元方事業者等	150	90	60.0%	91	57	62.6%	59	33	55.9%
車両系建設機械	84	42	50.0%	34	15	44.1%	50	27	54.0%
墜 落 防 止	115	23	20.0%	79	16	20.3%	36	7	19.4%
通 路 ・ 足 場	119	44	37.0%	78	37	47.4%	41	7	17.1%

※ 「該当現場数」は、「項目」(元方事業者、車両系建設機械等)の措置をとる必要があった現場の数、「違反現場数」は、該当現場数のうち、必要な措置をとっていなかった現場の数を表す。

【項目ごとの具体的違反内容の例】

- 特定元方事業者等(いわゆる元請業者に係る措置)
 - ・ 関係請負人(下請事業者)に対して労働安全衛生関係法令違反をしないよう必要な指導等を行っていない。
 - ・ 協議組織の設置・開催、関係請負人との連絡・調整、作業場所の巡視等を行っていない。
 - ・ 足場等について、関係請負人に使用させるときに、労働災害を防止するための必要な措置を講じていない。
- 車両系建設機械
 - ・ あらかじめ作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行っていない。
 - ・ 接触危険箇所に労働者を立ち入らせている、又は誘導者を配置して誘導させていない。
 - ・ 運転位置から離れるときに、バケット等の作業装置を地上におろす、又は原動機を止めるなどの逸走を防止する措置を講じさせていない。
 - ・ 荷のつり上げ等の主たる用途以外の用途に使用している。
 - ・ 定期(1年及び1か月以内ごとに1回)自主検査又は作業開始前点検を行っていない。
 - ・ 転倒又は転落を防止するために、運行経路について路肩の崩壊防止、必要な幅員の保持等の措置を講じていない。
- 墜落防止
 - ・ 高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落危険箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けていない。
 - ・ 移動はしごに、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講じていない。
- 通路・足場
 - ・ 作業場に通ずる場所及び作業場内に、安全な通路を設けていない。
 - ・ 足場の高さ2メートル以上の作業床に、手すり等を設けるなどの必要な措置を講じていない。

(2) 木造家屋等低層住宅建築工事

ア 監督指導の状況

	令和3年	令和2年
対 象 現 場 数	129	95
違 反 現 場 数	89	71
違 反 率	69.0%	74.7%
使用停止等命令現場数	17	12
(違反現場数に対する割合)	19.1%	16.9%

→ 129 現場に監督指導を実施し、このうち 89 現場で労働安全衛生法違反が認められた(違反率 69.0%)。

また、違反が認められた 89 現場のうち、17 現場で行政処分(使用停止等命令)を行った。

※ 今回の 17 現場で行った行政処分のほとんどは、足場、作業床の端等における墜落防止に係るもの(手すり、囲い等未設置)であった。

イ 主な労働安全衛生法違反の状況

項 目	該当現場数	違反現場数	違 反 率
特定元方事業者等	80	37	46.3%
墜 落 防 止	113	42	37.2%
足 場	100	34	34.0%

※ 「該当現場数」は、「項目」(特定元方事業者等、墜落防止等)の措置をとる必要があった現場の数、「違反現場数」は、該当現場数のうち、必要な措置をとっていない現場の数を表す。

【項目ごとの具体的違反内容の例】

- 特定元方事業者等(いわゆる元請業者に係る措置)
 - ・ 高さ2メートル以上の作業床等で墜落危険箇所について、関係請負人(下請事業者)に使用させるときに、囲い、手すり、覆い等を設けていない。
 - ・ 足場について、関係請負人に使用させるときに、労働災害を防止するための必要な措置を講じていない。
- 墜落防止
 - ・ 高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落危険箇所に、囲い、手すり、覆い等を設けていない。
 - ・ 移動はしごに、すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講じていない。
- 足場
 - ・ 足場の高さ2メートル以上の作業床に、手すり等を設けるなどの必要な措置を講じていない。

2 今後の対応

今回の監督指導の結果、多くの建設工事において労働安全衛生法違反が認められたことから、建設工事における労働安全衛生法の遵守及び労働災害防止を図らせるため、青森労働局においては、次のとおり対応することとしている。

- (1) 傘下の会員事業場等に今回の監督指導結果の周知及び必要な措置の実施指導を行うよう、建設業関係団体に対して文書で要請する。
- (2) 建設工事監督指導強化期間(9月、10月)を設けるなどにより、県内の各労働基準監督署において、引き続き監督指導を行うとともに、重大・悪質な労働安全衛生法違反を繰り返す事業者や重篤な労働災害を発生させた事業者に対しては、司法処分(送検)を含めて厳正に対処する。
- (3) 全国安全週間(期間:令和4年7月1日～7日、準備期間:同年6月1日～30日)をはじめ、事業場の自主的な安全衛生管理の一層の推進を呼びかける。